

第5節

厚木海軍飛行場の使用転換に係る
閣議決定

(昭和46年6月29日)

....Outline....

昭和45年12月21日に開催された第12回日米安全保障協議委員会において了承された米軍施設の再編計画に基づき、昭和46年6月29日、厚木海軍飛行場は、海上自衛隊が管理し、米軍に対しては日米地位協定第2条4(b)の適用のある施設・区域として使用させる（使用転換）こととなった。この間、防衛施設庁は、この使用転換を実現させるため地元自治体・米軍等との調整に奔走した。

● 背景と経緯

昭和45年12月21日、第12回日米安全保障協議委員会において、施設・区域の整理・統合に関する検討が行われ、厚木海軍飛行場については「米軍機及び米側の要員の大部分は、昭和46年6月末までに移駐する。米軍の運航上の必要を充たすため、然るべき共同使用の取決めが行われる。」旨決定された。



厚木海軍飛行場

(国土地理院撮影の空中写真（昭和47年撮影）)

一方、地元側は、当初このような政府の動きを静観していたが、昭和46年2月、石井大和市長から「近年、住宅都市として急激に発展し、過密化しているため、基地の運用に伴う障害（墜落事故発生の危険等）は深刻なものとなっている。しかるに、昨年の日米安全保障協議委員会合意は、過去4分の1世紀にわたり基地被害に耐え、米軍撤退による基地廃止に望みを託してきた市民の願いを打ち砕くものであり、政府は、予測される市民との衝突を避け、本市の協力を求めるならば、これまでの不十分な補助、補償で事足りりとする姿勢を改め、より積極的に

本市民の生活環境を向上させるため、最小限度の施策を実施されたい」として、防衛施設庁に対し、厚木海軍飛行場のイーストキャンプの即時払い下げをはじめとする9項目の要望がなされ、橘川綾瀬町長からも同様の趣旨をもって、同飛行場のピクニックエリアの返還をはじめとする11項目の要望がなされた。

また、津田神奈川県知事も、石井大和市長及び橘川綾瀬町長との連名で施設・区域の一部返還等に係る要望書を防衛施設庁長官あて提出した。

横浜防衛施設局は、このような地元情勢を踏まえ、昭和46年5月、石井大和市長及び佐竹綾瀬町長に対し、協力要請を行うとともに、同市町から要望された事項について具体的に交渉を開始したが、大和市は、同市の了解を得ないままでの自衛隊機の厚木海軍飛行場の使用に強く反対するとし、また、綾瀬町は、同飛行場のピクニックエリア10万m²の土地の無償返還実現が確約されない限り、同飛行場の海上自衛隊による共同使用については容認できないなどとして、反対の態度を崩さなかった。

一方、政府としては、こうした地元情勢の中、昭和46年6月29日、厚木海軍飛行場の海上自衛隊への使用転換等を閣議決定し、同年7月1日から防衛庁が同飛行場の航空交通管制業務を行うこととなった旨、横浜防衛施設局から石井大和市長及び佐竹綾瀬町長に通知した。

神奈川県は、本問題の円満な解決を図るべく地元の意見をまとめ、特にイーストキャンプ等の施設・区域の一部の返還と地元の利用に関する問題を、関係省庁と交渉することとし、同月24日、防衛庁、防衛施設庁、大蔵省、神奈川県、大和市、綾瀬町等が会して協議したが、合意を得るに至らなかった。

このような中、岩手県における航空自衛隊機の事故（昭和46年7月30日）と横浜市内における米軍機の墜落事故（同年8月24日）が相次いで発生したことから、厚木海軍飛行場が所在する市町村のみならず藤沢市、相模原市等周辺市町村においても本件使用転換に反対する動きが活発化し、これが厚木海軍飛行場の全面返還要望にまで進展した。

防衛施設庁は、海上自衛隊の部隊の任務遂行を確保するため、硬化した地元自治体及び住民の感情を考慮した結果、地元市町の希望するイーストキャンプ及びピクニックエリアの返還及び跡地利用問題を解決することが必須の要件と判断し、本問題を次のとおり段階的に実施する方針の下、昭和46年11月から米側と鋭意交渉を行った。

- ① 当面、地元市町が既に利用計画を立てているイーストキャンプ等の一部の区域を無条件で返還すること。
- ② 米軍が代替施設の設置を前提と



米軍機が多数整列する使用転換前の厚木海軍飛行場
(提供：読売新聞社)

している当該地区の残余の区域について、必要な措置の見通しを得ること。

この米側との交渉は、約1ヶ月を経てようやく解決の見通しが立ち、同年12月20日、横浜防衛施設局から「米側との交渉状況と、それに加えて厚木海軍飛行場の運用に当たっては、安全対策に万全を期し、防衛施設周辺整備法に則り民生安定施策を積極的に推進することを約し、海上自衛隊が部隊を編成し、その任務に当たる」旨を石井大和市長及び佐竹綾瀬町長あて通知した。

これを受け、神奈川県は、「海上自衛隊の部隊の展開に反対すべき理由はない」との意向を表明し、綾瀬町においては、同月22日の議会において、若干の議論があったものの、佐竹町長が「自衛隊移駐に反対の意思はない」旨表明して審議を終了、また、大和市においては、同月23日、議会を開催し、「国家的要請から事ここに至ったことは、まことにやむを得ない。なお、政府は、基地周辺住民の民生安定を最優先に配慮し、諸施策を講じられたい」旨を決議した。

これにより、同年5月以降8ヶ月間にわたる地元との交渉は幕を閉じ、厚木海軍飛行場の使用転換が事実上可能となったのである。

● 厚木海軍飛行場の使用転換等の内容

厚木海軍飛行場の使用転換については、昭和46年6月29日、「滑走路部分を海上自衛隊の管轄管理する施設とし、米軍には地位協定第2条4(b)の適用ある施設・区域として一時使用を認める。」旨の閣議決定がなされたところであるが、その詳細は次のとおりである。

・ 使用転換（昭和46年6月30日）
 土 地 2,639,157m²
 建 物 12,525m²（26棟）
 工作物 一式

・ 共同使用（昭和46年6月30日）（2-4(a)）
 土 地 1,178,779m²
 建 物 24,006m²（19棟）
 工作物 一式



厚木海軍飛行場の使用転換の式典

また、これに先立つ同月25日、日米合同委員会において、厚木海軍飛行場の使用転換のほか、地元側の要望に応えるため、「イーストキャンプ及びピクニックエリアの返還について、日米間で精力的に引き続き協議することとし、特にイーストキャンプの一部約42,000m²及びピクニックエリアの一部約27,000m²については、即時無条件で返還される。なお、共同使用部分の一部42,000m²は、

地元の了解が得られ次第運輸省が共同使用する。」旨が合意されたところであり、これらに係る返還面積等は以下のとおりである。

・大和市域返還地（イーストキャンプ）

昭和46年12月23日	44,608m ²
昭和48年 5月21日	95,395m ²
計	140,003m ²

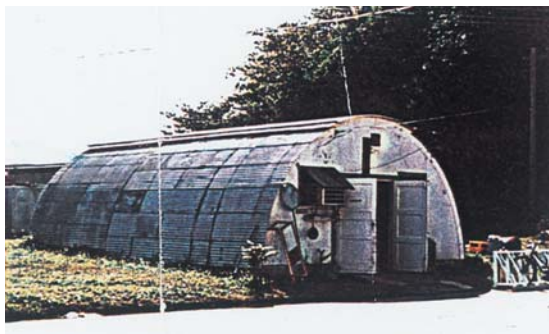
・綾瀬市域返還地（ピクニックエリア）

昭和46年12月23日	42,969m ²
昭和47年 7月20日	11,080m ²
昭和48年 3月20日	18,897m ²
昭和48年 5月21日	31,097m ²
昭和52年 4月11日	13,701m ²
計	117,744m ²

COLUMN 2

●●●小笠原防衛施設事務所の設置（昭和43年6月26日）

小笠原諸島の返還は、昭和42年11月の「佐藤・ジョンソン首脳会談」で基本的な合意に達し、その後両国の外交ルートで交渉が行われた結果、昭和43年4月、三木外務大臣とジョンソン駐日米国大使により「南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が署名され、同年6月、父島、硫黄



設置当時の小笠原事務所（米軍が使用したハットメントを使用）

島及び南鳥島で日米両政府による返還式が行われ、これらの地域の施政権が23年ぶりに米国から我が国に返還された。

返還後の小笠原諸島においては、① 相当規模の部隊が展開され、これに伴う建設工事、財産管理等の諸業務が継続して相当量見込まれたこと、② 硫黄島、南鳥島については提供に関する事務が相当量あったこと、③ 本

局から遠距離にあるこの地域を本局の直轄地域とすれば、前述の諸業務に関する連絡交渉の不利不便はおろか、これら諸業務に係る島民の動向等の迅速な情報が得られず、適切な事務処理を期し得ないおそれがあったこと、④ 部隊活動の円滑を期するためにも防衛施設に関する島民の窓口としての機関が必要であったこと等の理由から、小笠原防衛施設事務所の設置が検討されることとなった。

この検討の結果、昭和43年6月26日、「防衛施設局組織規則の一部を改正する総理府令」（昭和43年総理府令第37号）により、東京防衛施設局の下に小笠原防

衛施設事務所が小笠原村父島に設置することとされた。事務所の長は所長とし、所長の下に1係（施設係）を置き、定員は5名とした。主な所掌事務としては、

- ① 所内の庶務、会計及びその他の連絡調整
- ② 防衛施設の取得、管理及び取得に伴う損失補償に関する連絡調整
- ③ 建設工事に係る各種の連



小笠原諸島返還協定調印式

（昭和43年4月5日 提供：毎日新聞社）

絡調整

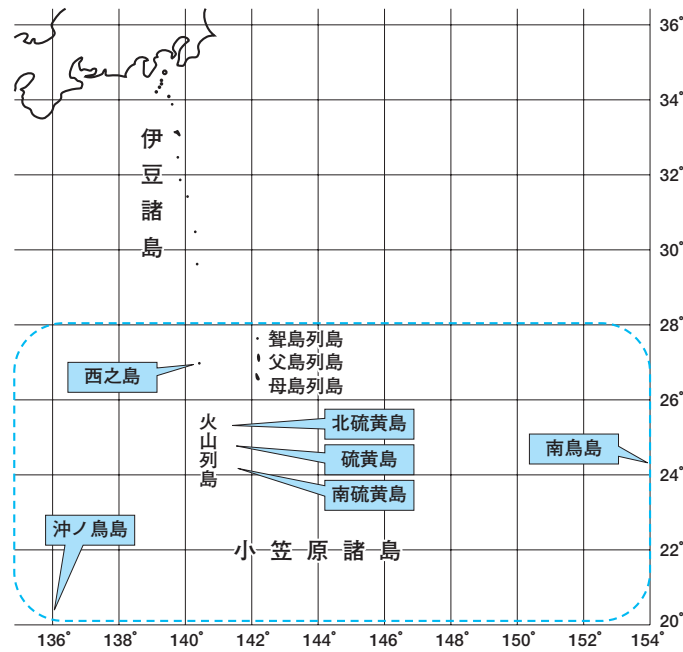
- ④ 占領期間中における形質変更に関する返還補償に係る実態の調査
- ⑤ 被害者給付金に係る被害者等の調査
- ⑥ 周辺整備等関係事務に係る実態の調査

があり、小笠原諸島における防衛施設行政の安定化に寄与することとなった。

小笠原防衛施設事務所は、「昭和55年度以降の行政改革計画（その1）の実施について」（昭和54年12月28日閣議決定）において、「防衛施設事務所について昭和55年度に1箇所を廃止する」こととされたことから、昭和55年10月30日廃止され、同年11月1日東京防衛施設局小笠原出張所が新設され、現在に至っている。

このように小笠原防衛施設事務所（小笠原出張所）は、小笠原諸島における東京防衛施設局の最前線として、同局と小笠原諸島の住民等との架橋としての業務を実施している。

小 笠 原 出 張 所 管 轄 区 域



小笠原出張所の設置に関する規則（平成13年東規第4号）（抜粋）
第3条 小笠原出張所の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

位置	管轄区域
小笠原村	小笠原村